

指定廃棄物最終処分場問題に関する公開質問

コメントまとめ

1. 指定廃棄物最終処分場問題で、国は2014年7月に塩谷町の国有地を詳細調査候補地に選定しました。その後、候補地が冠水するなど、そもそも環境省が示した選定基準を満たしていないことが判明しました。今現在あなたは国の選定を支持しますか。

(保母 欽一郎 議員 / (5) どちらとも言えない)

- ・ 環境省が選定した塩谷の候補地の選定基準に問題があるか否かについて、確認がなされていない中での判断はしかねる。

(西村 しんじ 議員 / (5) どちらとも言えない)

- ・ 地元住民の皆様方のご理解とご協力が大前提であり、丁寧な説明とあわせて曖昧な点についての議論を続けていく事が必要であると考えております。

(野村 せつ子 議員 / (4) 支持しない)

- ・ 塩谷町は町をあげて反対しており、地元自治体と住民の合意のない候補地選定は認められない。

(松井 正一 議員 / (4) 支持しない)

- ・ 塩谷町寺島入の詳細調査候補地は、荒川の水源であり、昨年大雨による冠水実績から考慮しても不適地と言わざるをえない。

(平木 ちさこ 議員 / (4) 支持しない)

- ・ 塩谷ありきで押し通そうとする国の姿勢は間違っています。

(山田 みやこ 議員 / (4) 支持しない)

- ・ 水源地であることと昨年冠水したことも含め不適地である。

(福田 昭夫 議員 / (4) 支持しない)

- ・ もともと不適地だが、昨年大雨で候補地が冠水して、環境省が示した選定基準を満たしていない事が判明したのだから、『候補地の選定結果』を返上したのは、当然です。

(一木 弘司 議員 / (5) どちらとも言えない)

- ・ 選定基準を満たしていないことが判明したとのことですが、私にはその内容が選定を取り消すほどの致命的なものなのか判断しかねるので「どちらとも言えない」とします。判明したからでなく、この問題に対して、単に支持するかしないかなら「支持しない」とします。

(斉藤 孝明 議員 / (4) 支持しない)

- ・ そもそも環境影響に疑義がある上に、昨秋の豪雨時にも冠水が疑われているので、明確な根拠に欠けると思われる。

(山口 恒夫 議員 / (5) どちらとも言えない)

- ・ 地元住民の理解と協力が大前提であり、丁寧な説明と曖昧な点についての議論を続けることが必要と考えております。

(加藤 正一 議員 / (4) 支持しない)

- ・ 詳細調査候補地とされた同地は水源近くに隣接し、昨年9月の関東・東北豪雨災害において冠水した状況が、会派現地調査及び塩谷町からの説明で確認されたことから、改めて不適地と受けとめた。

(野澤 和一 議員 / (5) どちらとも言えない)

- ・ 地元の理解と協力が得られる事が大前提であり、手続き上の問題が無いとしても強行すべきでなく、丁寧な説明と曖昧な点については議論を続けることが必要。

2. 本県など5県内で指定廃棄物を処理するという国が示した放射性物質汚染対処特措法の基本方針をどのように考えますか。

(保母 欽一郎 議員 / (4) 反対)

- ・ 市民、県民の生命の安心安全に深くかかわる危険な「指定廃棄物」は国の責任において「一括処理・管理」を行うべきで、分散するべきでない。

(西村 しんじ 議員 / (5) どちらとも言えない)

- ・ 地元住民の皆様方のご理解とご協力が大前提であり、丁寧な説明とあわせて曖昧な点についての議論を続けていく事が必要であると考えております。

(野村 せつ子 議員 / (4) 反対)

- ・ 国が全面的に責任を持つ方針ではなく、8千ベクレル以上を指定廃棄物とする基準を含め見直すべき。放射性廃棄物の処理方法や場所等は、専門家の英知を結集し国民的議論が必要。

(松井 正一 議員 / (4) 反対)

- ・ 県議会でも指摘してきましたが、環境省の各県における選定基準には違いがあり、統一した対応となっていない。

(平木 ちさこ 議員 / (4) 反対)

- ・ 一ヶ所に集中管理して厳重に永年にわたり監視すべきです。

(福田 昭夫 議員 / (4) 反対)

- ・ 原子炉等規制法で、廃炉に伴う放射性廃棄物は原子力事業者の責任で処理する事になっているのに、特措法の基本方針で各県処分を決めた事が間違いだし、大混乱の原因となっている。

(一木 弘司 議員 / (4) 反対)

- ・ 「指定廃棄物」はすべて国の責任において「一括処理・管理すべき」と当初から考えています。分散してやろうとしても、選定された地域は必ず反対するに決まっています。

(斉藤 孝明 議員 / (4) 反対)

- ・ 震災直後とは状況も変化している上、各県における選定基準が統一されていない等のため早急に見直しを要すると思う。

(山口 恒夫 議員 / (5) どちらとも言えない)

- ・ 地元住民の理解と協力が大前提であり、丁寧な説明と曖昧な点についての議論を続けることが必要と考えております。

(加藤 正一 議員 / (4) 反対)

- ・ 最終処分場の設置が予定される5県のうち、宮城県や千葉県で候補地とされた現地を調査する中で、選定基準が不統一など疑義がある。

(野澤 和一 議員 / (5) どちらとも言えない)

- ・ 対象となる県と国で協議した結果であるとしても、地元住民の理解が得られるよう、しっかり議論し丁寧に説明責任を果たす必要があると思う。

3. 詳細調査候補地としての塩谷町の適正についてどのようにお考えですか。

(保母 欽一郎 議員／(5) どちらとも言えない)

- ・ 詳細調査候補地と塩谷町が適正かどうかについては、その詳細調査が解明されていない現状での判断はしかねる。

(西村 しんじ 議員／(5) どちらとも言えない)

- ・ 地元住民の皆様方のご理解とご協力が大前提であり、丁寧な説明とあわせて曖昧な点についての議論を続けていく事が必要であると考えております。

(野村 せつ子 議員／(4) 反対)

- ・ 高原山を中心とした自然環境と湧水は栃木県の宝。水源や沢が多く候補地として不適切。工事による環境破壊が懸念される。

(松井 正一 議員／(4) 反対)

- ・ 塩谷町寺島入については、水源かつ大雨冠水の実事があった以上、白紙撤回すべきである。

(平木 ちさこ 議員／(4) 反対)

- ・ きれいな地にわざわざ埋めなくても、汚れた土地がすでにあるのだからそこに埋めるべきです。

(山田 みやこ 議員／(4) 反対)

- ・ 不適地であるため。

(福田 昭夫 議員／(4) 反対)

- ・ 高原山は豊かな水源地であり、もともと不適地ではあるが、今回評価基準から河川との距離を外して、荒川のすぐ隣の土地を選定するとは驚くほかはない。

(一木 弘司 議員／(5) どちらとも言えない)

- ・ 心情的には反対したいが、適正か否かについては判断しかねる。

(斉藤 孝明 議員／(4) 反対)

- ・ 県内屈指の水源地であり、1. で回答した通り疑義がある以上、適正とは言い難い。

(山口 恒夫 議員／(5) どちらとも言えない)

- ・ 地元住民の理解と協力が大前提であり、丁寧な説明と曖昧な点についての議論を続けることが必要と考えております。

(加藤 正一 議員／(4) 反対)

- ・ 詳細調査候補地とされた同地は水源近くに隣接し、昨年9月の関東・東北豪雨災害において冠水した状況が、会派現地調査及び塩谷町からの説明で確認されたことから、改めて不適地と受けとめた。

(野澤 和一 議員／(5) どちらとも言えない)

- ・ 市町会、町村会を通し、選定方法等を国に示し行った結果であるとしても、地元の理解と協力が大前提。丁寧に住民とより添い説明を尽くしていくことが必要と思う。

4. 指定廃棄物最終処分場建設問題について、栃木県内に1箇所焼却炉付きの処分場を建設することを栃木県民が理解していると思いますか。

(西村 しんじ 議員 / (5) どちらとも言えない)

- ・ 地元住民の皆様方のご理解とご協力が大前提であり、丁寧な説明とあわせて曖昧な点についての議論を続けていく事が必要であると考えております。

(松井 正一 議員 / (4) そう思わない)

- ・ 環境省の説明は一時的なもので終わっており、到底県民全体に理解が浸透しているとは思えない。

(平木 ちさこ 議員 / (4) そう思わない)

- ・ ひとつとだと思っている人が多く、関心も低いのではないかと思います。でも一度、塩谷を見たら反対と言うと思います。

(山田 みやこ 議員 / (4) そう思わない)

- ・ 県民の理解にはおよんでいない。

(一木 弘司 議員 / (4) そう思わない)

- ・ 選定地となれば自分の切実な問題として受け止めると思うが、県民全体が理解しているとは思えない。

(斉藤 孝明 議員 / (4) そう思わない)

- ・ 県内1ヶ所という条件以前に、指定廃棄物最終処分自体について、県民のみならず国民的議論としての気運醸成が見受けられない。

(山口 恒夫 議員 / (5) どちらとも言えない)

- ・ 地元住民の理解と協力が大前提であり、丁寧な説明と曖昧な点についての議論を続けることが必要と考えております。

(早川 けいこ 議員 / (2) どちらかと言えばそう思う)

- ・ 賛成反対は別として1箇所の処分場を建設するということを知っている。

(加藤 正一 議員 / (4) そう思わない)

- ・ 未だ県民への説明の機会はない、折込みを通じたチラシの配布では、到底理解するまでには至らない。県内市町長会議を開催したものの、参加首長は自らの住民への周知がなされていない。

(野澤 和一 議員 / (5) どちらとも言えない)

- ・ 民主党政権から自公政権に移る中、この方針は国と県（市町）が協議した結果であるとしても、あくまで地元の理解・協力が大前提であり、説明責任と徹底した議論が必要と思う。

5. 栃木県指定廃棄物等処理促進市町村長会議は県民の合意の上に成り立った、民意が反映された開かれた会議であったと思いますか。

(西村 しんじ 議員 / (5) どちらとも言えない)

- ・ 地元住民の皆様方のご理解とご協力が大前提であり、丁寧な説明とあわせて曖昧な点についての議論を続けていく事が必要であると考えております。

(松井 正一 議員 / (4) そう思わない)

- ・ 報道によると、会議の席上でもさまざまな意見が出されており、賛否判断に至ってるとは思えない。

(平木 ちさこ 議員 / (4) そう思わない)

- ・ 重要な案件は、一人ひとりに意見を聴き慎重に議論されるべきだと思います。きちんと決をとるべきだった。

(山田 みやこ 議員 / (4) そう思わない)

- ・ 私見ですが、県全域の問題として県民の合意があったのか疑問を感じるため。

(一木 弘司 議員 / (5) どちらとも言えない)

- ・ 市町村長の指定廃棄物に対する考え方は、その地域の住民（県民）の意見等を集約して臨んでいるか判断しかねる。

(斉藤 孝明 議員 / (3) どちらかと言えばそう思わない)

- ・ 開催意義自体を否定はしないが、環境省幹部から県内首長への説明、また質疑応答が交わされる場であり、会議自体が合意形成や民意反映のために行われているとは思わない。

(山口 恒夫 議員 / (5) どちらとも言えない)

- ・ 地元住民の理解と協力が大前提であり、丁寧な説明と曖昧な点についての議論を続けることが必要と考えております。

(早川 けいこ 議員 / (2) どちらかと言えばそう思う)

- ・ 各地域で民意で選ばれた首長であり、その会議であるから。

(加藤 正一 議員 / (4) そう思わない)

- ・ 市町村長会議でも環境省の説明に異論を唱える発言があったと聞いている。同省方針に参加首長の同意がなされたとも思えない。

(野澤 和一 議員 / (5) どちらとも言えない)

- ・ 各市町の代表による会議の決定は一定の重みがあると思うが、この問題に関しては地元の理解と協力が大前提となる為、丁寧な説明と曖昧な点についての議論を続けることが必要と思う。

6. あなたは放射性物質汚染対処特措法を含む指定廃棄物最終処分場問題を理解していますか。

(保母 欽一郎 議員 / (2) どちらかと言えば理解している)

- ・ 国が責任を持ってこの「指定廃棄物処理を行う」としているものであるため、その危険性と5年経過しても選定地の理解が得られない以上立法の趣旨をふまえ、一刻も早く国が引き取り一括管理に踏みきるべき問題と考える。

(西村 しんじ 議員 / (1) 理解している)

- ・ 地元住民の皆様方のご理解とご協力が大前提であり、丁寧な説明とあわせて曖昧な点についての議論を続けていく事が必要であると捉えており、難しい問題であると理解しております。

(野村 せつ子 議員 / (1) 理解している)

- ・ 概ね理解しているという意味で (1) を選択。

(松井 正一 議員 / (2) どちらかと言えば理解している)

- ・ 指定廃棄物再測定後の国、県の対応方針について、早急に示してほしい。(要望です)

(平木 ちさこ 議員 / (1) 理解している)

- ・ はい、しています。

(山田 みやこ 議員 / (2) どちらかと言えば理解している)

- ・ 細部にわたっては不明のところもあるため。

(福田 昭夫 議員 / (1) 理解している)

- ・ 十分理解しているから、矢板市の塩田が選定された時から反対しています。今日まで、各県処分を撤回して1ヶ所集約するために旧民主党幹部を説得したり、宮城県、福島県、千葉市の同志と連携して取り組んでいます。

(一木 弘司 議員 / (2) どちらかと言えば理解している)

- ・ 県議会の一員として、多くの機会を得て学んできたので、完全ではないが理解しているつもりです。

(斉藤 孝明 議員 / (2) どちらかと言えば理解している)

- ・ これまでの経緯については把握しているつもりだが、先の町長選で自民推薦候補陣営で主張があったような今後の見通しについては情報を得ていない。

(山口 恒夫 議員 / (5) どちらとも言えない)

- ・ 地元住民の理解と協力が大前提であり、丁寧な説明と曖昧な点についての議論を続けることが必要ととらえており、難しい問題であると理解しております。

(加藤 正一 議員 / (2) どちらかと言えば理解している)

- ・ 直近までの経過における宮城県や茨城県、千葉県状況に加え、本県での一時仮置き状態の指定廃棄物を抽出し、再測定をした結果を9月中旬に報告するといった状況までは承知している。これまで県当局に対する当初予算及び9月中旬期会派要望においても同問題を取り上げてきた。

(野澤 和一 議員 / (1) 理解している)

- ・ この問題に関しては、難しい問題であると理解しており、県民並びに地元の協力が大前提。理解を得る為の説明責任と議論は不可欠だと思う。

その他（回答）

（相馬 政二 議員）

- ・ 個人的な意見として私は、本来であれば全ての指定廃棄物は、福島県内の土地、つまり放射能の濃度が極めて高く今後も長期間にわたり人が住めなくなった土地に一括して保管及び処分することが望ましいのではないかと考えております。しかし、現実的な問題処理として、原発事故で多大な被害を被った福島県の現状及び福島県民の思いを鑑みれば、放射性廃棄物汚染対処特別措置法に基づく方針、つまり各県にて処理するということはやむを得ないのではないかと考えます。なお、選定された塩谷町内の国有地が指定廃棄物処分場として適切な土地なのか否かについては、私自身十分な知識と見識を持ち合わせておらず判断することはできません。但し、公開質問状の質問1.に記載されている「その後、候補地が冠水するなど、そもそもの環境省が示した選定基準を満たしていないことが判明しました」ということであるならば、今後専門家が評価し、不適切な土地という判断がなされるのではないかと推察致しますので、国としっかりと協議することが必要なのではないかと考えます。